

平成 29 年度会長の職務代行順位並びに運営委員長及び幹事について

(会則上、会長が定めるとしているもの)

1 職務代行順位

会則第 8 条第 2 号に定める会長の職務代行順位は、

(1) 知多市企画部企画情報課長

(2) 田原市総務部総務課長

の順とする。

2 平成 29 年度運営委員長及び幹事

会則第 10 条第 2 項に定める運営委員長及び会則第 10 条の 2 第 2 項に定める幹事は、次表の団体の情報担当課長に相当する職にある者とする。

運営委員長	愛知県
-------	-----

幹事	
地域ブロック	市町村名
尾張	稲沢市
	尾張旭市
	岩倉市
	大口町
海部	愛西市
	大治町
知多	知多市
	美浜町
西三河	豊田市
	刈谷市
東三河	田原市
	設楽町

3 会則改正に伴う準会員からの幹事

審議事項 5 による会則改正に伴う会則第 10 条の 2 に定める準会員の幹事は、次表の団体の業務担当課長に相当する職にある者とする。

幹事	
区分	団体名
準会員	名古屋港管理組合